

令和6年4月8日

市内小中学校
保護者各位

七尾市教育委員会

学校で子どもがケガをしたときの医療費の手続について

七尾市では、令和3年4月1日診察分から医療機関の窓口で健康保険証と一緒に「子ども医療費受給資格者証」を提示することで、医療費を支払うことなく受診することができるようになりました。

しかし、**学校でケガをしたときは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となります**ので、医療機関では「**子ども医療費受給資格者証**」を提示しないで、以下の様に手続きをしてください。

- ①学校から申請のための書類をもらう
- ②医療機関を受診し、申請のための書類に記入してもらう
- ③受診後、医療費（自己負担分）を医療機関に支払う
- ④医療機関から申請のための書類と領収書をもらう
- ⑤申請のための書類と領収書を学校へ提出する
- ⑥学校から「日本スポーツ振興センター災害共済給付金申請済印」を押した領収書をもらう
- ⑦2～3か月後、市から申請書類の振込先へ入金（給付）される

※受診後に申請のための書類を学校から受け取ることもできます。

※学校管理下外のケガと判断された場合や対象外となった場合は、領収書を子育て支援課へ提出すれば、今まで通り、自己負担分が給付されます。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

学校の管理下における児童生徒の災害について、医療費等の一部を給付する制度として全国でほとんどの保護者等が加入しているのが独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度です。

この制度に加入しているお子様については、**学校の管理下でケガ等をした場合は、申請をしていただくと医療費の4割分（自己負担額3割＋お見舞金1割）が給付されます。**